19　公営バス事業に対する公共助成の拡充及び規制緩和に関する適切な取扱いについて

（国土交通省・総務省）

公営バス事業は，交通手段の多様化等により，経営環境が年々厳しくなっていることから，京都市では，21 世紀も市民の足として走り続けるため，公営バス事業の抜本的な経営健全化に取り組んでいるところです。

ひと，まち，環境にやさしい公営バスとして，また，地域に密着した重要な交通手段として，旅客輸送の効率化と利用者の利便向上を図るため，公共車両優先システム，バスレーンの拡充等バス優先化対策を推進するとともに，超低床ノンステップバス，バス走行環境改善システム等のバス利用促進等総合対策事業や公共交通移動円滑化の推進について，所要の補助金の確保と補助制度の拡充を図られるよう要望します。

また，地域交通の確保を図るため，地域にとって必要不可欠であり，かつ，効率的経営をもってしても不採算とならざるを得ない公共路線の運行に対する財政措置の改善充実をはじめ，生活交通の確保に対する支援の拡充を図られるよう要望します。

さらに，乗合バス事業における需給調整規制が撤廃されましたが，公営バス事業は，地域住民の生活を支える中心的な役割を果たしているとともに，福祉・環境対策の観点からも重要な役割を担っています。

この点を踏まえ，地域の公共交通ネットワークを維持するため，新規参入に際しても，バス事業者が不採算路線から撤退する際の取扱いと同様に，関係地方公共団体から意見を表明する機会を設定されるよう要望します。

要望事項

1　公営バス事業に対する公共助成の拡充

2　生活交通の確保に対する支援

3　新規参入に際しても，バス事業者が不採算路線から撤退する際の取扱いと同様に，関係地方公共団体から意見を表明する機会の設定など規制緩和に関する適切な取扱い

主な要望先：国土交通省（自動車交通局総務課，旅客課）
総務省（大臣官房審議官，自治財政局公営企業課）

京都市の担当課：交通局 企画総務部 財務課長 山本登志一　TEL 075-822-9137
都市計画局 交通政策室 企画課長 奥薗俊夫　TEL 075-222-3483

＜参考＞

○ 京都市内中心部における参入３事業者の状況

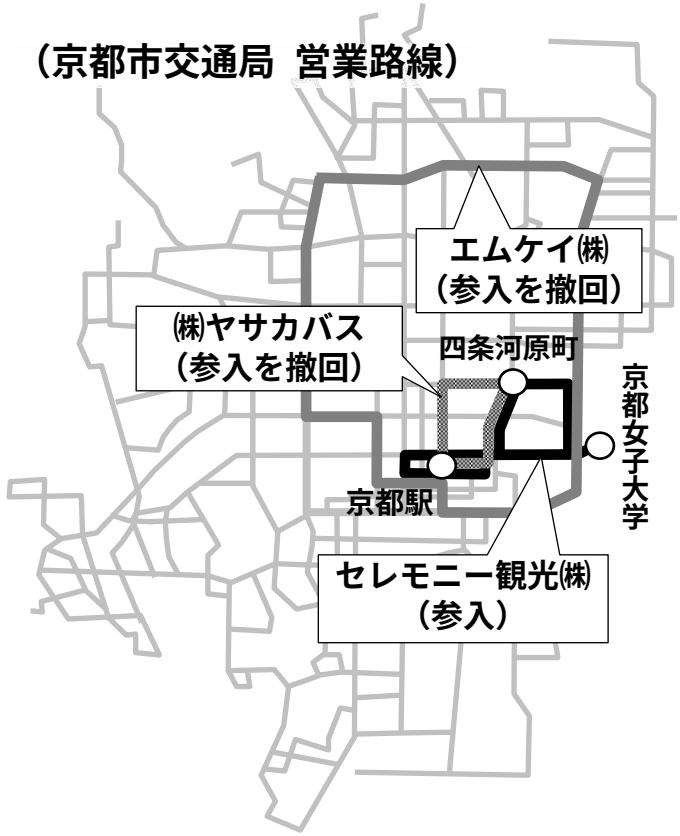

京都市の市バス事業は，市内中心部の黒字路線の収入で周辺部の赤字路線（生活支援路線）を支え，市民の足を確保しています。

これまで，３つの事業者が市内中心部の黒字路線への参入を表明し，現在，１事業者が運行しています。

京都市は，市民の足を守るため，バス運行の民間委託など全国一厳しい経営改革に取り組むとともに，生活支援路線の確保策について，３つの事業者の中のエムケイ㈱と彌榮自動車㈱を含む民間交通事業者と連携して，小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験を行うなど，市バスネットワークの効率的維持に取り組んでいます。

こうした連携の結果，エムケイ㈱と彌榮自動車㈱は市内中心部への参入を撤回しました。

○ 京都市内中心部における参入３事業者の動向

平成１４年	２月	改正道路運送法施行（乗合バス事業の規制緩和）
平成１４年	２月	エムケイ㈱（タクシー事業者），市内中心部への参入表明と乗合バス事業の許可申請（平成１５年１２月，近畿運輸局から許可）
平成１６年	７月	㈱ヤサカバス（彌榮自動車㈱(タクシー事業者)が設立したバス会社），エムケイ㈱に対抗して，京都駅と四条河原町間を結ぶ小循環路線を申請
平成１６年	８月	市バスと他の民間交通事業者や学識経験者など，官民が協力して市民の足を守るため，「京都のバス事業を考える会」を発足（京阪バス㈱，近鉄バス㈱，彌榮自動車㈱，エムケイ㈱が参画）
平成１７年	３月	セレモニー観光㈱（送迎バス等事業者），京都女子大学と京都駅間を結ぶ路線の運行開始
平成１７年	４月	「京都のバス事業を考える会」からの答申。 この答申を踏まえ７月から小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験の開始（路線の特色に応じて，既存市バスの赤字路線の一部に小型バスやジャンボタクシーを運行させる実証実験，京阪バス㈱，彌榮自動車㈱，エムケイ㈱が参画）
平成１７年	６月	㈱ヤサカバス，小循環路線の申請を取り下げ
平成１７年１０月		エムケイ㈱，乗合バス事業の廃止を届出
平成１８年	５月	セレモニー観光㈱，新たに京都女子大学と四条河原町間の新路線の運行開始